

# 石川県公報

令和元年11月29日（金曜日）

号 外

（第 4 4 号）

## 目 次

- 公安委員会  
○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

## 公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

石 川 県 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会規則第三号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第一条 石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したため」を「法第九十四条第二項の規定による免許証の」に改める。

第二十二條の四に次の一項を加える。

3 前項の運転免許証再交付申請書には、申請用写真を添付することを要しない。

第三十一条の三第一項中「当該申請をする者の住所地を管轄する」を削る。

第三十一条の四第一項中「第百四条の四第五項」の下に「（法第一百五條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「住所地を管轄する」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「住所地を管轄する」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項の前に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定による運転経歴証明書（交付・再交付）申請書には、申請用写真を添付することを要しない（代理人が申請する場合並びに金沢中警察署、金沢東警察署、金沢西警察署、白山警察署（鶴来庁舎を除く。）及び津幡警察署において申請する場合を除く。）。

別記様式第十五を次のように改める。



- 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)
- 診断書

に定める 回(第 号) 中 「成年被後見人若しくは被保佐人又は破

産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に定める。

別記様式第7の11 中

- 戸籍謄本又は抄本  
(外国人にあっては、住民票の写し)
- 登記事項証明書
- 診断書

を

- 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)
- 診断書

に定める 回(第 号) 中 「成年被後見人若しくは被保佐人又は破

産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に定める。

別記様式第7の11(第 号) 及び 別記様式第7の15(第 号) 中 「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に定める。

別記様式第7の16(第 号) 中

- 戸籍謄本又は抄本  
(外国人にあっては、住民票の写し)
- 登記事項証明書

を

- 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)

に定める 回(第 号) 中

「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に定める。

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同月十四日から施行する。

